

基発第 0515001 号

平成 15 年 5 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

傷病の状態に関する届、傷病の状態等に関する報告書又は傷病補償年金
若しくは傷病年金受給権者の定期報告書に添付する診断書（じん肺用）
の様式の改正について

標記診断書の様式については、昭和 52 年 3 月 30 日付け労働省発勞徴第 21 号・基
発第 192 号及び昭和 53 年 10 月 23 日付け基発第 588 号（以下「588 号通達」
という。）により指示してきたところであるが、じん肺法施行規則及び労働安全衛生規
則の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 2 号）が本年 1 月 20 日に公布さ
れ、じん肺法施行規則の一部改正関係が本年 4 月 1 日から施行されたことから、588
号通達別紙の診断書（じん肺用）を別添のとおり改める（診断書（じん肺用）のうち、
「9 合併症に関する検査」の「肺結核以外の合併症に関する検査」の項目について、
「喀痰細胞診」の欄を追加するとともに、「エックス線特殊撮影」の欄における撮影法
に「らせん CT、その他（）」を追加するものである。）。

また、上記改正に伴って診断書作成要領（年金通知様式第 2 号の 2）の一部を別添の
とおり改める。

9 合併症に関する検査	検査年月日		平成 年 月 日							
	自覚症状		肺結核以外の合併症に関する検査			結核菌	た	塗抹	+	-
						培養	+	-		
						渗出液	塗抹	+	-	
						培養	+	-		
	結核精密検査	結核菌	塗抹	+	-	た	年月日	年 月 日	年 月 日	
			培養	+	-		量	ml	ml	
		エックス線特殊撮影	撮影法 () 所見		ん	性状				
		赤血球沈降速度	1時間値	mm		略痰細胞診	年月日(初日)	年 月 日	所見	
		ツベルクリン反応	mm×	mm	その他	エックス線特殊撮影	撮影法(らせんCT、その他()) 所見			
判定	療養(要・不要)									

10 肺機能検査	身長	m	肺活量予測値	ℓ	年齢	歳
	第1次検査	検査年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		肺活量	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
		努力肺活量	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
		1秒量	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
		1秒率	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %
		%肺活量	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> %
		\dot{V}_{25} /身長(m)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ℓ/sec/m	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ℓ/sec/m	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ℓ/sec/m	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ℓ/sec/m
	第2次検査	検査年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		採血の部位				
	採血から分析終了までの時間		分		分	
	酸素分圧		TORR		TORR	
	炭酸ガス分圧		TORR		TORR	
	肺胞気動脈血酸素分圧較差	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> TORR	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> TORR	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> TORR	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> TORR	
判定	F (- + ++)					

11 日常生活 の状況	① 乗物や徒歩で病院に通ったり、自宅周囲や病院構内を散歩することができる。	可	否
	② 平地をゆっくりした速度でなら1km程度以上歩くことができる。	可	否
	③ 盆栽の手入れをしたり、草花を育てたりするごく軽い趣味程度の仕事を1時間程度以上続けることができる。	可	否
	④ 坐ってテレビを見たり、新聞を読んだり、字を書いたりすることを1時間程度以上続けることができる。	可	否
	⑤ 他人の手を借りずに又は借りて、自宅や病棟内をゆっくり歩くことができる。	可	否
	⑥ 他人の手を借りずに又は借りて、便所で排便することができる。	可	否
	⑦ 他人の手を借りずに又は借りて、室内をゆっくり歩くことができる。	可	否
	⑧ 他人の手を借りずに着物を着たり脱いだりできる。	可	否
	⑨ 他人の手を借りずに寝たり、起きたり、顔を洗ったり、食事をしたりできる。	可	否
	備考 (1) 今後6ヵ月における上記状況の変化の見込の有無(有の場合はその理由) (2) じん肺及び合併症以外の傷病により上記の状態が認められる場合にはその概要を記載して下さい。		
12 今後における 治療の要否 及びその概要	要	(要の場合は、治療の概要を記載して下さい。)	
	否		
13 今後における 入院の要否 及びその事由	要	(要の場合は、その事由を記載して下さい。)	
	否		
14 その他の 参考事項			
上記のとおり診断します。 年 月 日 干 所在地 病院又は診療所の 名称 診断医氏名 (印) (電話)			

(別添の「診断書作成要領」に注意して記載して下さい。)

(じん肺用続紙)

(じん肺用)

年金通知様式第2号の2

診 断 書 作 成 要 領

- 1 この診断書は、じん肺又はその合併症のため、労災保険において長期療養を受けている者の療養継続又は傷病補償年金若しくは傷病年金支給の要否決定のために必要とするものです。
- 2 各検査の方法及び判定の基準については、厚生労働省安全衛生部労働衛生課編「じん肺診査ハンドブック」(昭和54年以後発行のもの)を参考にして下さい。
- 3 次に掲げる症状が認められる場合には、それぞれ各号の末尾に掲げる検査を省略して差し支えありません。
 - (1) エックス線写真に一侧の肺野の3分の1を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められた者は、「胸部に関する臨床検査」、「合併症に関する検査」及び「肺機能検査」
 - (2) 「エックス線写真による検査」、「胸部に関する臨床検査」及び「結核精密検査」の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核にかかっていると診断された者は、「肺機能検査」
 - (3) 「エックス線写真による検査」、「胸部に関する臨床検査」又は「肺結核以外の合併症に関する検査」の結果、じん肺の所見があり、かつ、「結核性胸膜炎」、「続発性気管支炎」、「続発性気管支拡張症」、「続発性気胸」又は「原発性肺がん」のいずれかの疾病にかかっていると診断された者は、「肺機能検査」
 - (4) 「エックス線写真による検査」及び「胸部に関する臨床検査」の結果又は「肺機能検査」の「第1次検査」の結果、著しい肺機能障害があると認められる者は、「肺機能検査」のうち、「第2次検査」
- 4 様式中の各種検査は、診断時以前3ヶ月以内において行った検査について記入して下さい。

ただし、当該検査実施後、症状に著しい変化のあったものについては、この診断書作成時に検査を行い、その結果について記入して下さい。
- 5 記入欄が不足する場合には、適宜別紙に記載の上、添付して下さい。
- 6 「既往症の概要」欄には、胸部に関する既往症例えば肺結核、胸膜炎、気管支炎(いわゆる急性気管支炎を除く。)、気管支拡張症、気管支喘息、肺気腫、心臓疾患その他について、罹患時の年齢とその経過の概要を記入して下さい。

7 「過去1年間の療養の内容及びその経過の概要」欄には、過去1年間の期間について、その療養の内容及び経過の概要を記入して下さい。

なお、現在治療を施している医療機関が転医後の医療機関であるときは、転医前の医療機関に関する部分については患者に聴取して記入して下さい。

ただし、診断書を必要とする理由が労災保険法施行規則第21条の規定に基づき定期に提出する「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」に添付するためのものであるときは、転医前の期間に関する部分についての記入を省略して差し支えありません。

8 「エックス線写真による検査」欄は次により記入して下さい。

(1) 撮影条件

「mAs」については、可能な限り記入してください。

(2) 小陰影の区分

イ 「粒状影」及び「不整形陰影」欄のうち「区分」欄には、粒状影又は不整形陰影の型の区分を各々の「区分」欄に12階尺度により、両方の陰影が明らかに認められる場合は、両方の「区分」欄に12階尺度により記入して下さい。

ロ 「粒状影」の場合には、陰影のタイプを区分し、「タイプ」欄のpqrのいずれかを○で囲んでください。

ハ 上記の区分を行い、小陰影全体の型の区分を標準エックス線フィルムを用いて12階尺度により区分し、「小陰影の区分」欄の(0 / -、0 / 0.....3 / +)の該当する区分を○で囲んでください。

(3) 大陰影の区分

イ 大陰影をAからCまで区分し、「大陰影の区分」欄の該当するものを○で囲んで下さい。

ロ 小陰影が同時に存在する場合には、「小陰影の区分」欄にも該当する事項を記入して下さい。

(4) 付加記載事項

次に該当するエックス線所見が認められる場合には、「付加記載事項」欄中の略号を○で囲んで下さい。

なお、エックス写真像に対応する略号は、次のエックス線所見の末尾の()内のおりです。

イ 胸膜石灰化像を除いた胸膜肥厚等の胸膜変化 (p l)

ロ 胸膜石灰化像 (p l c)

ハ 心臓の大きさ、形状の異常 (c o)

ニ ブラ (のう胞) (b u)

ホ 肺又は胸膜のがん (c a)

へ 空洞 (c v)

ト 著名な肺気腫 (e m)

- チ 肺門又は縦隔リンパ節の卵殻状石灰沈着 (e s)
- リ 気胸 (p x)
- ヌ 肺結核 (t b)

9 「胸部に関する臨床検査」欄は次により記入して下さい。

(1) 自覚症状

イ 「呼吸困難」欄 (I II……V) には、次の区分により該当する呼吸困難の程度を○で囲んで下さい。

I……同年齢の健康者と同様に仕事ができ、歩行、登山又は階段の昇降も健康者と同様に可能である者

II……同年齢の健康者と同様に歩くことに支障はないが、坂や階段は同様に昇れない者

III……平地でも健康者並みに歩くことができないが、自己のペースなら1km以上歩ける者

IV……50m以上歩くのに一休みしなければ歩けない者

V……話したり、着物を脱ぐのにも息切れがして、そのため屋外に出られない者

ロ 「せき」及び「たん」欄の「+ -」については、「せき」又は「たん」が年に3ヶ月以上続けて毎日のように出る場合には、“+”を、それ以外の場合には“-”をそれぞれ○で囲んでください。

ハ 「心悸亢進」欄の「+ -」については、体動時に動悸がする場合には“+”を、それ以外の場合には“-”を○で囲んで下さい。

ニ 上記以外に胸部に関する症状の訴えがある場合には、「その他」欄に具体的に記入して下さい。

(2) 他覚所見

イ 「チアノーゼ」及び「ばち状指」欄には、各々その所見が認められる場合には“+”を○で囲んで下さい。

ロ 「副雑音」欄には、ラ音等の副雑音が聴取される場合には“+”を○で囲み、聴取される部位を()内に記入して下さい。

ハ 上記以外の所見が認められる場合には、「その他」欄にその所見を具体的に記入して下さい。

10 「合併症に関する検査」欄は次により記入して下さい。

(1) 自覚症状

せき、たん、胸痛、発熱等の自覚症状を具体的に記入して下さい。

(2) 結核精密検査

イ 「結核菌」欄の「+ -」は、塗抹検査又は培養検査で菌陽性の場合には“+”を、菌陰性の場合には“-”を○で囲んで下さい。

ロ 「エックス線特殊撮影」欄には、撮影法と所見の概略を記入して下さい。

(3) 肺結核以外の合併症に関する検査

イ 「たん」欄の量については、実測値を記入し、性状については、次の区分により記号により記入して下さい。

M1……膿を含まない純粘液たん

M2……多少膿性の感のある粘性たん

P1……粘膿性たん1度（膿がたんの1/3以下）

P2……粘膿性たん2度（膿がたんの1/3～2/3）

P3……粘膿性たん3度（膿がたんの2/3以上）

ロ たんについての検査をくり返し行った場合には、その結果を第2欄に記入して下さい。

ハ 「喀痰細胞診」の欄には、たんをとった最初の日付及び検査結果所見を記入して下さい。

ニ 「エックス線特殊撮影」欄には、胸部らせんCT検査を実施した場合は、「らせんCT」を、それ以外の撮影法の場合は「その他」を○で囲み、撮影法を記入して下さい。

(4) 「判定」欄には、検査の結果罹患していると認められる疾患名を記入し、その状態が療養を要すると認められるときは「療養（要・不要）」の“要”を○で囲んで下さい。

11 「肺機能検査」欄は次により記入して下さい。

イ 「年齢」欄には、検査実施の日における満年齢を記入して下さい。

ロ 「身長」、「肺活量」、「努力肺活量」及び「1秒量」欄は、各々少数点第2位まで記入して下さい。

ハ 第2次検査の「採血の部位」欄には、耳朶からの採血を行った場合には“耳朶”、動脈から採血を行った場合には動脈の名称を記入して下さい。

なお、動脈採血に先立って耳朶血を採血した場合において、その酸素分圧が80TORR未満であれば、動脈血採血を行うこととなりますので、このような場合には耳朶血による検査の結果を第1欄に、動脈血による検査の結果を第2欄に記入して下さい。

ニ 第2次検査を第1次検査と別の日に行う場合には、第2次検査に先立って第1次検査を行うこととされていますので、第1次検査の結果を「第1次検査」欄の第2欄に記入して下さい。

ホ 「判定」欄の記入に当たっては、「肺機能検査」を実施して得られた数値について、単純に「じん肺診査ハンドブック」等に示された判定基準との当てはめのみによって機械的に判定を行うことなく、エックス線写真像、自覚症状及び臨床所見等を含めて医師が総合的に判断して次により判定し、「F（- + ++）のいずれかを○で囲んで下さい。

特に、過去の健康診断その他の機会に実施した検査の結果等から、著しい肺機能障害が持続する状態が疑われる者についての判定に当たっては、従前から行われてきた諸検査の結果を十分参考として、総合的な判断を行って下さい。

F (－) ……じん肺による肺機能の障害がない。

F (＋) ……じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) ……じん肺による著しい肺機能の障害がある。

12 「日常生活の状況」欄は、全項目についてそれぞれの動作ができる場合には“可”を、できない場合には“否”を○で囲んで下さい。

なお、「備考」欄の(2)には、具体的に傷病名（たとえば、「動脈硬化症」、「高血圧症」等）を記入して下さい。

13 「今後における治療の要否及びその概要」欄は、今後治療を要する場合には“要”を○で囲み、治ゆ又は症状固定の場合には“否”を○で囲んで下さい。

14 「今後における入院の要否及びその事由」欄は、

(1) 診断時に入院中の者で、引き続き入院を要する者

(2) 診断時に通院療養中の者で、症状等の変化等から入院療養を要する者

については“要”を○で囲み、それ以外は“否”を○で囲んで下さい。

15 「病院又は診療所の診断医氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。